　塩尻市体育協会指導者育成事業補助金規則

　（予算の範囲内とする　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助の対象 | 対象者 | 対象経費 | 補助率 |
| 新規指導者資格取得 | 次のいずれにも該当する者  １　日本スポーツ協会公認指導者資格並びにこれに準ずる資格を取得し、スポーツの普及拡大に努める者  ２　市及び体育協会が実施する教室等に協力することができる者  ３　市内に住所を有する者または、体育協会加盟団体に所属する者 | １　資格取得講習会費  ２　資格者登録料 | ２分の１以内。ただし、３万円を限度とする。 |
| 指導者資格更新 | １　資格更新講習会費  ２　資格者登録料 | ３分の１以内。ただし、１万円を限度とする。 |
| 新規審判員資格取得 | 次のいずれにも該当する者  １　日本スポーツ協会公認審判員資格並びにこれに準ずる資格を取得し、スポーツの普及拡大に努める者  ２　市及び体育協会が実施する教室等に協力することができる者  ３　市内に住所を有する者または、体育協会加盟団体に所属する者 | １　資格取得講習会費  ２　資格者登録料 | ２分の１以内。ただし、２万円を限度とする。 |
| 審判員資格更新 | １　資格更新講習会費  ２　資格者登録料 | ３分の１以内。ただし、１万円を限度とする。 |

補記１　各団体の代表者が申請すること

補記２　補助額は百円未満を切り捨てる